



ジャパンリンクセンター 入会の手引き

2019年10月 [改訂]

ジャパンリンクセンター事務局

(国立研究開発法人 科学技術振興機構 情報基盤事業部)

目次

はじめに

1. JaLC へご参加いただくための要件等.....	1
1.1. 会員制度について.....	1
1.1.1 正会員.....	1
1.1.2 準会員.....	2
1.2. 会費.....	3
1.3. 会員の一般的義務.....	3
1.4. 禁止事項.....	4
2. JaLC 入会手続き（正会員）.....	5
2.1. 参加ご希望のご連絡.....	7
2.2. 事業概要、参加規約等のご確認.....	7
2.3. 入会申込書の提出.....	7
2.4. JaLC 運営委員会による審査.....	7
2.5. 正会員参加登録依頼書・サイト ID DOI prefix 申請書の提出.....	8
3. オンライン資料収集制度について.....	8

■はじめに■

～国際標準の識別子 DOI を通じて、学術情報流通の輪に入ろう！～

学術研究を活性化させるために、学術コンテンツに「いつでも、誰でも、どこでも」、インターネット上で自由にアクセスできることが求められています。また、国内で行われた学術研究の国内および国際的な評価を高めるためには、成果論文へ容易にアクセスしてもらえるようにしておくことが重要です。

学術論文や書籍などの学術コンテンツの分野では、個々のコンテンツに国際的な識別子である“DOI” (Digital Object Identifier) という番号をつけ、コンテンツの所在情報とともに管理し、永続的なアクセスを可能にするということが広く行われています。例えば、世界最大の DOI 登録機関である Crossref では全世界 1 億報以上の学術論文に DOI を登録しており、DOI を利用した引用・被引用リンクが実現されています。この現状において、国内でも日本語で書かれた学術コンテンツへの永続的なアクセスと利便性の向上が、情報発信力向上の点からも望まれていました。

このような中、ジャパンリンクセンター（以下、「JaLC」という。）は、DOI 登録機関 (Registration Agency ; RA) として、日本発の学術コンテンツ情報を収集し、普及、利用を促進する目的で設立されました。

この小冊子は、JaLC への参加をお考えの皆様に JaLC に参加するために必要な手続きをご紹介しますものです。JaLC をより良くご理解いただき、ぜひ貴機関の学術コンテンツの流通促進や、サービスの向上にお役立てください。

ジャパンリンクセンター運営委員会

1. JaLC へご参加いただくための要件等

JaLC へご参加いただくための要件は、「ジャパンリンクセンター運営規則」ならびに、「ジャパンリンクセンター参加規約」に定められています。

ここでは、それらのポイントを簡潔に列挙いたします。JaLC へご参加の際には「ジャパンリンクセンター運営規則」ならびに、「ジャパンリンクセンター参加規約」を遵守していただく必要がございます。

1.1. 会員制度について

JaLC では利用者の多様なニーズに対応するため、JaLC に入会してサービスを利用する「正会員」と、正会員を通じて JaLC サービスを利用する「準会員」の二つの利用形態を設けています（参加規約第 9 条）。また、正会員は「一般会員」と「検索会員」の二つの正会員区分を設けております（参加規約第 3 条 2 項）。

1.1.1 正会員

正会員のうち「一般会員」は、コンテンツの書誌情報等を JaLC に登録し、DOI 登録を行うことができます。そして、書誌情報や DOI を使用して JaLC に登録されている全てのデータに対して検索を行い利用することができます。

一方「検索会員」は、JaLC にコンテンツの書誌情報等の登録は行なえませんが、JaLC に登録されているデータに対して検索を行うことができます。（ただし、検索会員については制度設計の途中であり、募集についてはご相談ください。）

表 1-1. JaLC 正会員の会員種別

正会員区分	コンテンツの書誌情報、DOI、URL を JaLC に登録する	JaLC に対して検索を行う
一般会員	○	○
検索会員	×	○

なお、正会員になるには以下の要件をすべて満たしている必要があります（参加規約第 3 条 1 項）。

- ・ 日本国内の法人又は団体（※）であること
- ・ JaLC の目的及び事業を理解し賛同すること
- ・ 原則として、次のいずれかに該当すること
 - ①コンテンツを発行又は提供していること
 - ②コンテンツに関する何らかの電子サービスを行っていること

(※)法人又は団体としての参加が困難な場合には、内部組織であってもコンテンツの永続性に対して責任を取れる規模以上でお申し込みください。

(例) 大学:学部、センター、図書館以上の規模の組織

企業:事業部、研究所以上の規模の組織

1.1.2 準会員

「準会員」とは、正会員である一般会員を通じてコンテンツの書誌情報等を JaLC に登録した機関のうち、以下の要件のいずれかに該当する機関のことです。正会員と共に JaLC を支えるメンバーとして「準会員」と呼びます。

- ① 自機関で JaLC に登録したデジタルコンテンツを管理している機関
- ② 独自のプレフィックスを持つ機関

準会員になると、正会員を通してコンテンツに JaLC DOI 等を登録できるようになります。現在、JaLC 準会員の取り纏めを行っているのは以下の機関です。

表 1-2.JaLC 準会員の取り纏め機関 (2019 年 2 月時点)

取り纏め機関	関連する機関(例)
国立研究開発法人 科学技術振興機構(JST)	J-STAGE 利用学協会
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所(NII)	学術機関リポジトリデータベース (IRDB)へのデータ提供機関 (大学等の学術機関リポジトリ)
NPO 医学中央雑誌刊行会	株式会社医学書院、株式会社南山堂、株式会社学研メディカル秀潤社、株式会社南江堂、株式会社メジカルビュー社、克誠堂出版株式会社、株式会社三輪書店、株式会社メディカル・サイエンス・インターナショナル等
三美印刷株式会社	電子情報通信学会等
株式会社国際文献社	公益社団法人日本生化学会、日本 Pediatric Interventional Cardiology 学会等
国立研究開発法人 情報通信研究機構	京都大学地磁気世界資料センター、情報通信研究機構電離圏・宇宙天気に関する世界資料センター
TRC-ADEAC 株式会社	京都府立図書館

取り纏め機関は今後も順次増えていく予定です。

1.2. 会費

JaLC では 4 月から翌年 3 月までの年会費制を導入しております。年会費は参加規約第 5 条 1 項および別表に定められております。

表 1-3 会員区分と会費の関係

会員区分		A	B	C	D	E
①コンテンツの登録件数		無制限	5,000 件まで	2,500 件まで	1,000 件まで	100 件まで
②JaLC データの検索件数		無制限	無制限	無制限	無制限	500 件まで
③サイト ID の数		無制限	5 ID まで	1 ID	1 ID	1 ID
④ 会 費	非営利法人等 である場合	30 万円以上 (※)	20 万円	10 万円	5 万円	2 万円
	営利法人等 である場合	36 万円以上 (※)	24 万円	12 万円	6 万円	2.4 万円

(※)登録件数、検索件数に応じて委員会において別途定める。

一般会員には、A～E の 5 段階の会員区分を設けており、「コンテンツの登録件数」、「JaLC データの検索件数」、「サイト ID の数」とで会員区分が定まります。ただし、JaLC では、Crossref の DOI 登録の仲介も行いますが、その場合は、JaLC の年会費とは別に、その実績に応じた実費をお支払いいただきます（参加規約第 5 条 2 項）。

なお、年会費は JaLC 正会員に対してのみ発生いたします。準会員については、取り纏め機関の規定によりますので、取り纏め機関にお問合せください。

1.3. 会員の一般的義務

正会員には次のように、DOI やコンテンツの維持・管理を担っていただきます（参加規約第 7 条 2 項）。

- ・コンテンツ公開後は、速やかに DOI を登録してください（同 1 号）。
- ・登録した URL を変更した場合は、その変更内容に従って速やかに修正してください（同 2 号）。
- ・いったん登録した DOI は理由なく削除しないでください（同 3 号）。
- ・DOI が登録されたコンテンツの URI は適正に維持し管理してください（同 4 号）。

なお、準会員については、各取り纏め機関である正会員によるそれぞれのガイドライン等があります。

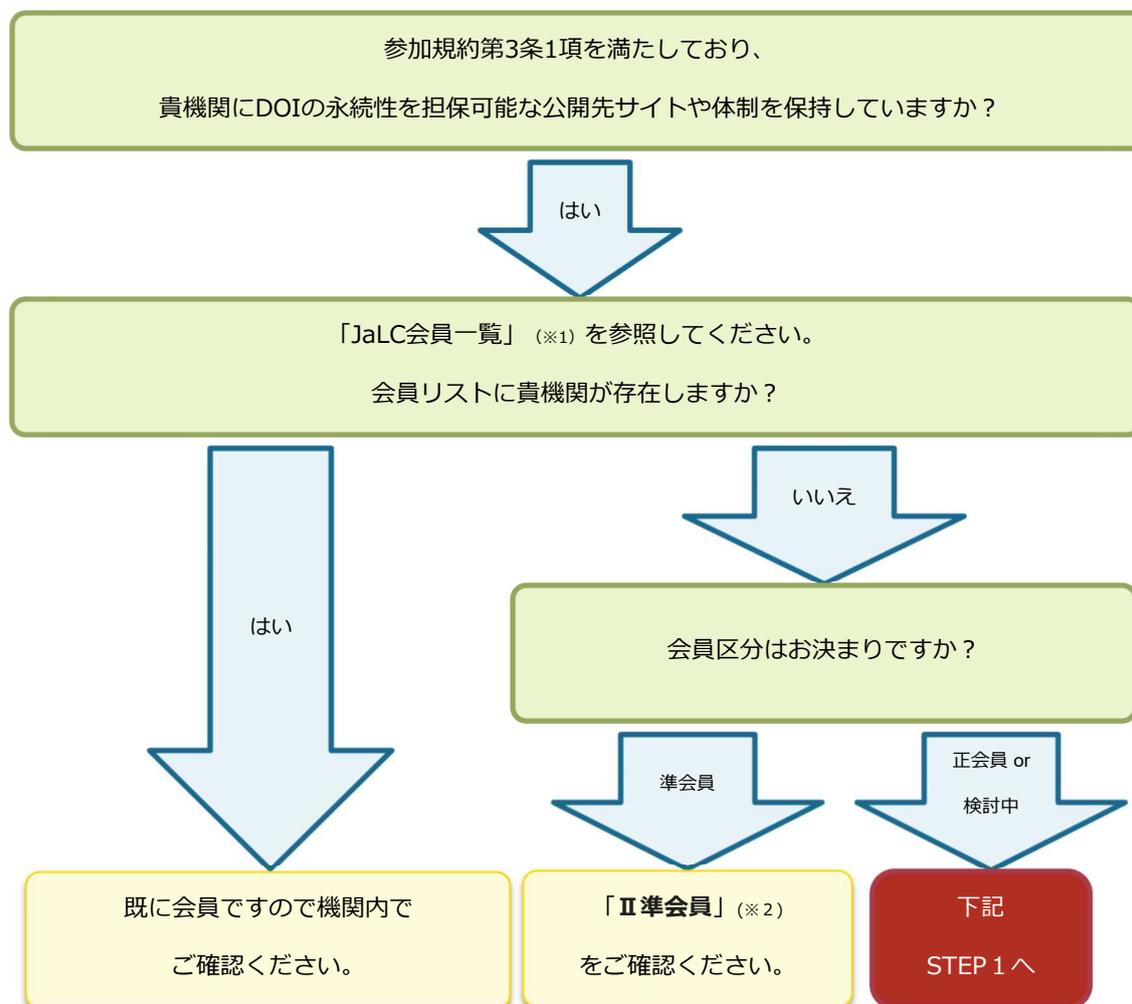
1.4. 禁止事項

JaLC システムの性能低下を招くような大量利用などは行ってはいけません（参加規約第 8 条 4 項）。

ご心配な点がございましたら、事務局までお問合せをお願いいたします。

2. JaLC 入会手続き（正会員）

手続きを始める前に、下記のフローを確認ください。本章では、正会員を希望する場合の手続きについて説明します。



JaLC のトップページ(<https://japanlinkcenter.org/>)から下記をご確認ください。

(※1)「入会のご案内」-「JaLC 会員一覧」

(※2)「入会のご案内」-「Ⅱ準会員」

「1. JaLC へご参加いただくための要件等」でご紹介いたしました要件等を具備する場合は、JaLC への入会手続きをしていただけます。入会手続きにはおよそ 1~2 ヶ月かかります。手続きの流れは以下のフロー図のようになります。

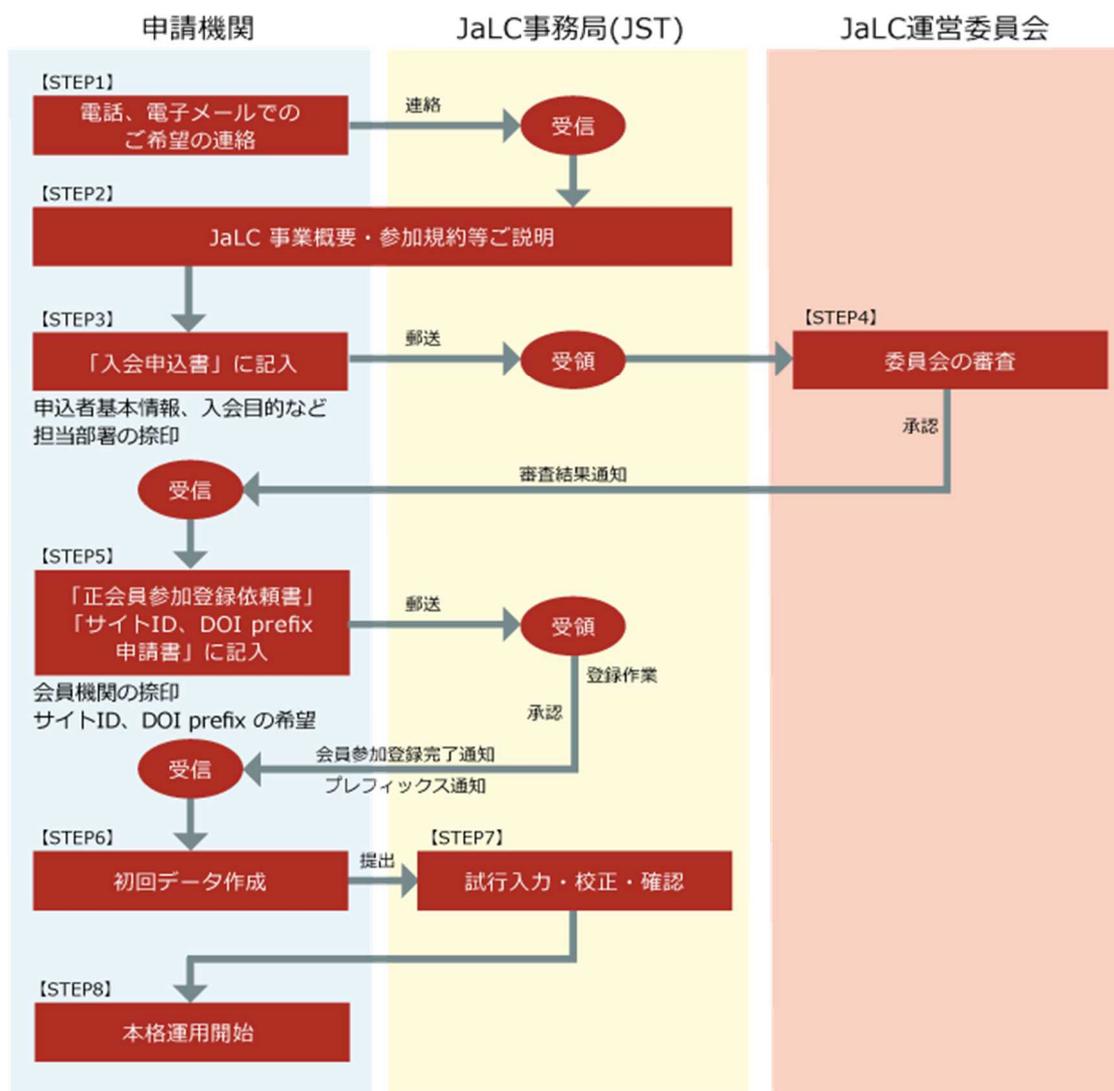


図 2.正会員（一般会員）の入会手続きの流れ

ここでは、JaLC への入会手続きについて、順を追ってご説明いたします。

【注意！】
 ここでご紹介するのは、「正会員」の入会手続きです。
 「準会員」の手続きは、「取り纏め機関」の定めるところによります。
 ご不明な点は、JaLC 事務局までお問い合わせください。

2.1. 参加ご希望のご連絡

JaLC の参加をご希望される場合は、JaLC 事務局まで、以下の要領で e-mail でご連絡ください。

【宛先】 info@japanlinkcenter.org
【件名】 JaLC 入会希望
【本文】 貴機関名、希望会員種別、DOI 登録を希望するコンテンツの概要(あれば URL)、ご連絡先

折り返し、JaLC 事務局担当者よりご連絡を差し上げます。

2.2. 事業概要、参加規約等のご確認

ご参加いただくにあたり、JaLC の概要、また、ご利用の際に守っていただくべきこと等を理解していただく必要がございます。そのため JaLC 事務局では JaLC や DOI についてご説明並びにみなさまのご要望を理解する趣旨で打ち合わせをお願いしております (Skype for Business による Web 会議にも対応可能です)。

どうしてもご都合がつかない場合は必要書類をご案内いたしますので、必ず内容のご確認をお願いいたします。

2.3. 入会申込書の提出

その後、「ジャパンリンクセンター入会申込書」をご提出いただきます。入会申込書には、ご担当者のご捺印が必要ですので、郵送でご提出をお願いいたします。

様式は、JaLC Web サイト (<http://japanlinkcenter.org/>) 「利用案内」の「JaLC 入会の手引き・申込」コーナーにて公開されておりますので、印刷してご利用ください。

【入会申込書郵送先】

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ
国立研究開発法人 科学技術振興機構
情報基盤事業部 JaLC 事務局 宛

※「ジャパンリンクセンター入会申込書在中」と朱書きのうえ送付願います。

2.4. JaLC 運営委員会による審査

「ジャパンリンクセンター入会申込書」を送付いただきましたら、ジャパンリンクセンター運営委員会による入会審査を行います。

入会申込書が事務局に到着してから、2~3 週間後に郵送にて審査結果を通知いたします。

2.5. 正会員参加登録依頼書・サイト ID DOI prefix 申請書の提出

審査の結果、入会が承認されましたら、「正会員参加登録依頼書」と、「サイト ID DOI prefix 申請書」（所定の様式）をご提出いただきます。正会員参加登録依頼書には、参加機関のご捺印が必要ですので、郵送でご提出をお願いいたします。

【正会員参加登録依頼書、サイト ID DOI prefix 申請書 郵送先】

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ
国立研究開発法人 科学技術振興機構
情報基盤事業部 JaLC 事務局 宛

※「正会員参加登録依頼書在中」と朱書きのうえ送付願います。

3. オンライン資料収集制度について

国立国会図書館（NDL）は私人がインターネット等で出版（公開）した電子書籍・電子雑誌を「オンライン資料収集制度」にて収集しています。表 3 のうち無償かつ DRM（技術的制限手段）のないものが対象です。この制度に基づき収集されたオンライン資料を JaLC においても活用を図るため、これらの資料に JaLC DOI が登録されている場合、NDL による保存先の URL もリダイレクト先に追加することを原則とします。

そのため、オンライン資料に対して JaLC DOI を登録する際に登録する URL が NDL による保存先の URL に優先して表示されるように、マルチプルレゾリューション優先順位を「最高（1位）」としてください。

また、NDL の送信システムを用いる際にオンライン資料のメタデータに JaLC に登録した DOI も含めて送信してください。登録について詳しくは『データ登録手順』を参照してください。

なお、登録する DOI が Crossref 由来の場合にはこの処理は行われず、マルチプルレゾリューションとはなりませんのでご注意ください。

NDL によるマルチプルレゾリューションを希望しない場合、「正会員参加登録依頼書」の所定の欄にて、その旨の表明をお願いいたします。

表 3. オンライン資料の具体例

年報、年鑑、要覧、機関誌、広報誌、紀要、論文集、雑誌論文、調査・研究報告書、学会誌、ニューズレター、学会要旨集、事業報告書、技報、CSR 報告書、社史、統計書、その他、図書や逐次刊行物に相当するもの

「オンライン資料収集制度（e デポ）」の詳細については国立国会図書館 Web サイト¹⁾を

¹⁾ <http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/online/index.html>

ご参照ください。

<「ジャパンリンクセンター各種ドキュメント」シリーズのご紹介>

本資料の他にも、ジャパンリンクセンターでは、各種ドキュメントをご用意しております。ジャパンリンクセンターWeb サイト (<http://japanlinkcenter.org/>) で公開しておりますので、是非ご参照ください。

- ジャパンリンクセンターとは何か～その成り立ちと基本方針～
http://doi.org/10.11502/jalc_policy
- ジャパンリンクセンターのご紹介
- ジャパンリンクセンター入会の手引き
- **FAQ (Frequently Asked Questions : よくある質問とその回答)**
- ジャパンリンクセンター運営規則
- ジャパンリンクセンター参加規約